給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第１号

岩手県奥州市水沢区佐倉河字松堂233番地４
再生債務者　早坂慶一郎

１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年９月４日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成29年10月11日まで

平成29年９月26日　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（再ロ）第３６号

大阪府高槻市上土室４丁目５番１－502号
再生債務者　岩　るみ子

１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年９月21日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成29年10月24日まで

平成29年９月26日　大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第１号

長野県小諸市大字和田154番地18
再生債務者　有賀　優貴

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年９月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年９月27日　長野地方裁判所佐久支部

内閣共済組合定款の一部変更について

内閣共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のとおり変更する。

平成29年９月７日　内閣共済組合代表者
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

第16条中「第31条」を「第28条」に改める。

第18条第２号中「第11条の３の４」を「第11条の３の３」に改める。

第25条から第27条までを削り、第28条を第25条とし、第29条から第37条までを３条ずつ繰り上げる。

附則第６条中「第11条の３の４」を「第11条の３の３」に改める。

附　則（平成29年９月７日）

この変更は、平成29年９月７日から施行し、同年８月１日から適用する。

平成二十九年十月五日　東京都千代田区外神田四丁目五番四号
（甲）株式会社ＳＡＮＫＯ
代表取締役　鈴木　文雄
東京都渋谷区神宮前六丁目一〇番八号
（乙）ワールドキャラクター株式会社
代表取締役　鈴木　文雄

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年十一月三十日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十九年八月二十三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年九月七日
掲載頁　二十六頁（号外第一九三号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年九月七日
掲載頁　二十八頁（号外第一九三号）

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年九月二十一日
掲載頁　九十一頁（号外第二〇三号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年九月二十一日
掲載頁　九十一頁（号外第二〇三号）

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年十一月九日であり、組織変更後の商号は株式会社正木屋とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十月五日　千葉県柏市亀甲台町一丁目一九番一〇号
ブライトフォレスト合同会社
代表社員　永山　啓史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十月五日　横浜市鶴見区鶴見中央一丁目一七番五号
合同会社正木屋材木店
代表社員　和氣めぐみ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千七百万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は、平成二十九年六月二十日付官報（号外第一三一号）一一〇頁に掲載しております。

平成二十九年十月五日　名古屋市中区錦一丁目二〇番一〇号
（甲）株式会社ハイウェイ・エンジニアリング
代表取締役　吉本　昭雄
名古屋市中区錦一丁目二〇番一〇号
（乙）株式会社エイチ・イー・シビル
代表取締役　久徳　正文

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することに致しました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十月五日　千葉県柏市亀甲台町一丁目一九番一〇号
ブライトフォレスト合同会社
代表社員　永山　啓史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年十一月九日であり、組織変更後の商号は株式会社正木屋とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十月五日　横浜市鶴見区鶴見中央一丁目一七番五号
合同会社正木屋材木店
代表社員　和氣めぐみ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千七百万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

平成二十九年十月五日　福岡県久留米市三潴町高三潴一〇〇六番地
一五　合同会社インベストメントビジネス
代表社員　小林　靖司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千七百万円減少することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十月五日　福岡県久留米市三潴町高三潴一〇〇六番地
一五　合同会社インベストメントビジネス
代表社員　小林　靖司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十九年十一月十二日であり株主総会の決議は平成二十九年九月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年十月五日　岩手県盛岡市東安庭二丁目一二番一五号
株式会社シリウス
代表取締役　佐藤　幸夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十九年十一月十二日であり株主総会の決議は平成二十九年九月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年十月五日　山形県東根市中央東二丁目六番三六号
有限会社コスモ科学
代表取締役　梅津　守

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百四十六万六千六百六十六円減少し、百五十三万三千三百三十四円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十月五日　神奈川県三浦市三崎一丁目一五番八号
川代興行合同会社
代表社員　川崎登志子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千三百十万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年十月五日　神奈川県南足柄市怒田二八二五番地一一
有限会社旬
代表取締役　神谷　直志